

議案第 83 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、租税特別措置法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成１２年大口町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年１月１日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町介護保険条例附則第６条の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u>

改 正 要 旨

1 改正の内容

租税特別措置法の一部が改正され、延滞金の割合の名称「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことに伴い、大口町介護保険条例の一部を改正するものです。

※「平均貸付割合」とは、各年の前々年の９月から前年の８月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合をいいます。

2 施行期日

この条例は、令和３年１月１日から施行します。

なお、改正後の大口町介護保険条例附則第６条の規定は、令和３年１月１日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとします。